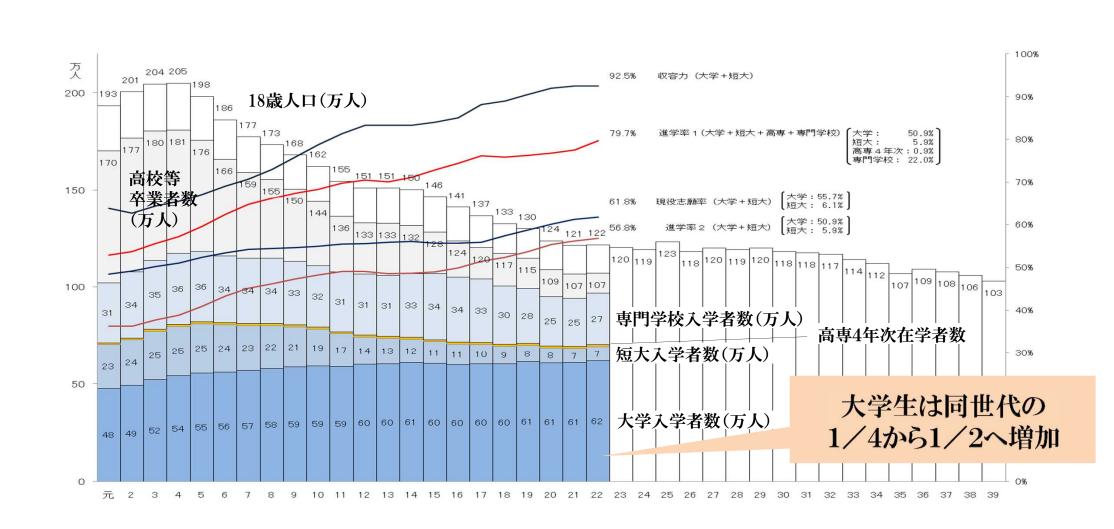
平成25年度「地(知)の拠点整備事業」説明会

「地(知)の拠点整備事業」について

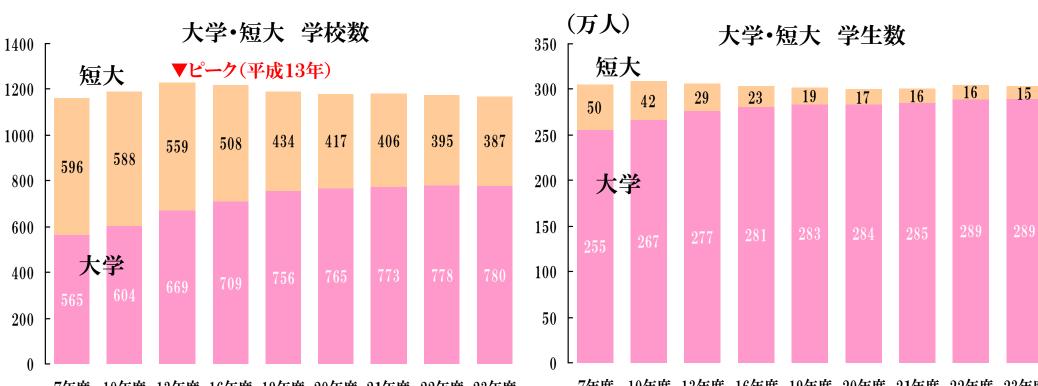
平成25年3月1日

文部科学省 高等教育局 大学振興課

18歳人口の推移と将来推計



大学・短大の学校数・学生数(国公私)



7年度 10年度 13年度 16年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度

	平成13年	平成23年	増減
大学	669	780	+111
短大	559	387	▲ 172
合計	1, 228	1, 167	▲ 61

7年度 10年度 13年度 16年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度

	平成13年	平成23年	増減
大学	2, 668, 086	2, 893, 489	+346, 840
短大	416, 825	150, 007	▲ 348, 509
合計	3, 084, 911	3, 043, 496	▲ 1, 669

大学の責務=教育・研究・社会貢献

学校教育法

第52条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

教育基本法

平成18/19年改正

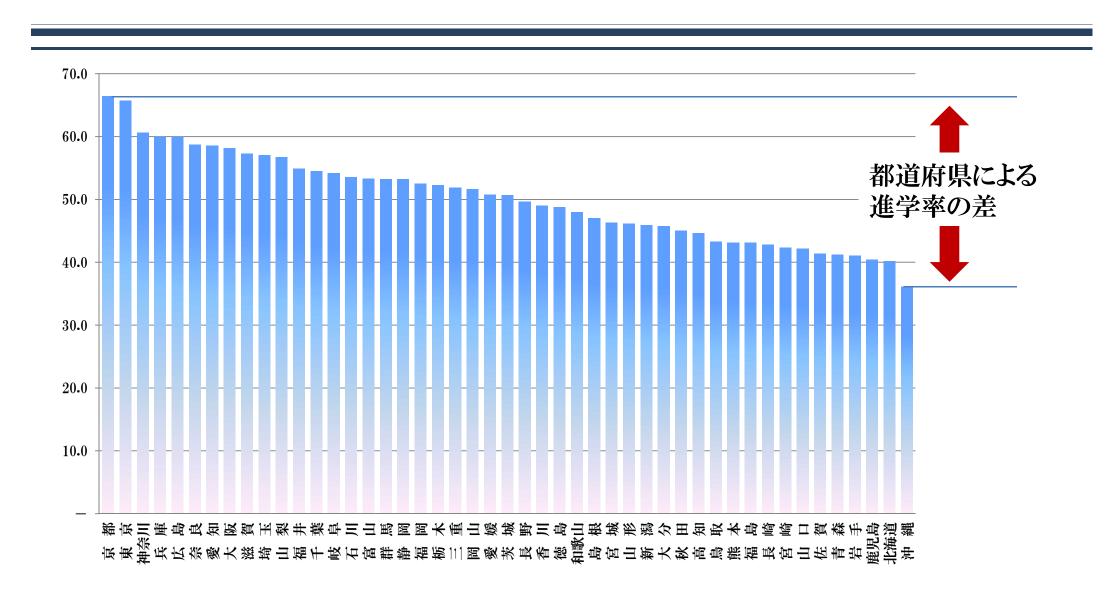
学校教育法

- 第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるととも に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応 用的能力を展開させることを目的とする。
- ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、<u>その成果を広く社会に提供する</u>ことにより、社会の発展に寄与するものとする。

教育基本法

- 第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を 培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、 <u>これらの成果を広く社会に提供する</u>ことにより、社会の発 展に寄与するものとする。
- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における 教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

都道府県別大学•短大進学率

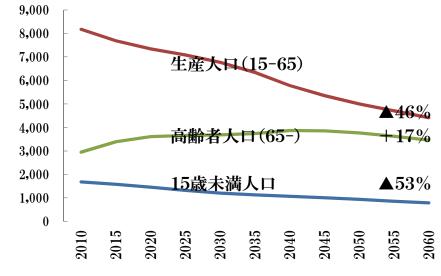


我が国が直面する課題と目指すべき大学像

- 大学改革実行プラン -

- □ 急激な少子高齢化の進行、人口減少
- □ 生産年齢人口減少、経済規模の縮小
- □ 財政状況の悪化
- □ グローバル化によるボーダレス化
- □ 新興国の台頭による国際競争の激化
- □ 地球規模で解決を要する問題の増加
- □ 地方の過疎化・都市の過密化の進行
- □ 社会的・経済的格差の拡大の懸念
- □ 産業構造、就業構造の変化
- □ 地域におけるケアサービス(医療・介護・保育等)の拡大







目指すべき新しい大学像

- □ 学生がしっかり学び、自らの人生と社会の未来を主体的に切り拓く能力を培う大学
- □ グローバル化の中で世界的な存在感を発揮する大学
- □ 世界的な研究成果やイノベーションを創出する大学
- □ 地域再生の核となる大学
- □ 生涯学習の拠点となる大学
- □ 社会の知的基盤としての役割を果たす大学

事業のねらい①

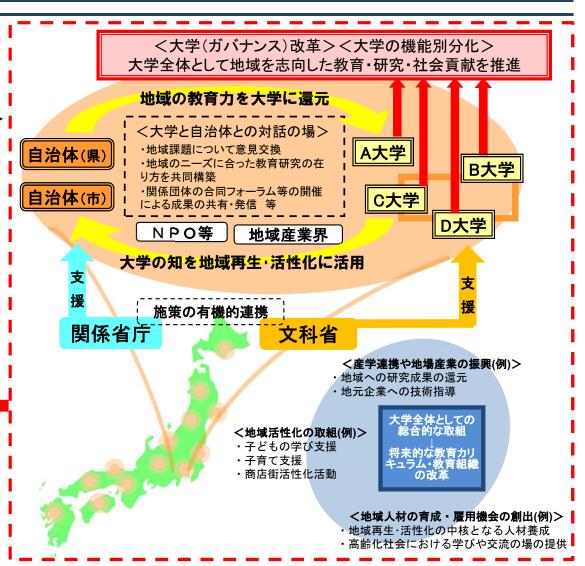
<COC(center of community)機能について>

大学の役割は、教育と研究と社会貢献

COC機能は全ての大学に求められる機能

その中で<u>事業目的に照らして特に優れた大学を</u> 重点的に支援

「地(知)の拠点整備事業」



事業のねらい2

<「地(知)の拠点整備事業」の目標>

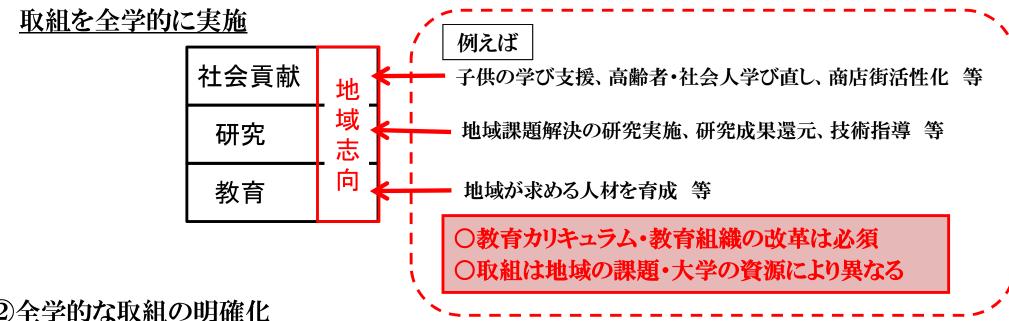
全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学を支援

- ①地域の課題(ニーズ)と大学の資源(シーズ)のマッチングにより、<u>地域と大学が必要と考える</u> 取組を全学的に実施
- ②全学的な取組の明確化
- ③大学と自治体が組織的・実質的に協力
- ○学長のリーダーシップの下、大学のガバナンス改革を推進
- 〇各大学の強みを活かした大学の機能別分化を推進

地域再生・活性化の核となる大学の形成

事業概要

①地域の課題(ニーズ)と大学の資源(シーズ)のマッチング等により、地域と大学が必要と考える



- ②全学的な取組の明確化
 - ・地域を志向した大学であることを明確に宣言
 - ・大学のガバナンスの改革を実施し、地域の声を受け止める体制を整備
- ③大学と自治体が組織的・実質的に協力
 - ・協定の締結や対話の場の設定
 - ・自治体からの支援(財政支援、土地貸与、人員派遣等)

申請主体

国公私立大学(短期大学及び高等専門学校を含む)の学長(高等専門学校は校長)

- ①単独も複数も可
- ②複数で連携する大学数に、特段の上限は設定しない
 - ただし、連携する大学の取組を組み合わせて総合的に評価するのではなく、<u>個々の大学ごとに</u> 全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献が行われているかを第一義的に評価
- ③複数で連携する場合は共同申請とする
 - 連名で申請し各大学に補助金を交付
- ④共同申請以外の、大学の一部による連携は可
 - この場合、申請大学と同等の役割・責任を持つものではなく、あくまで協力機関という位置付けとなり、 採択大学とはならない
- ⑤単独、複数に関わらず、1大学の申請件数は1件

地域・自治体との関係

(1)「地域」の定義

事前に規模、距離等で定義するものではなく、まずは、当該大学にとって、<u>今後拠点として活動していく</u> 「地域」とはどこなのか提示していただく(複数の自治体も可)

ただし、

大学が立地する都道府県又は市区町村を必ず含むようにする。

これに加えて、上記以外の都道府県・市区町村を「地域」に含めることは、差し支えない。(都道府県を越えたものや飛び地も可。)

なお、複数キャンパスを所有する大学は、原則として各キャンパスごとに立地する自治体との連携が必要となる。

当該大学がその地域の拠点となる必要性・重要性を十分に説明

(2)自治体との関係

大学と自治体が組織的・実質的に協力することが求められ、これまでの連携の実績も必須

- ①地域課題についての意見交換や地域のニーズにあった教育研究のあり方を共同構築するため、<u>対話の場を設定</u>(既存の場の活用も可)
- ②今回の申請にあたり、自治体の承諾を添付する必要
- ③自治体からの支援は、既存の支援に加えて、当事業のために特別な支援が行われるかどうかを重視
 - ➡ 人的・物的・財政支援のいずれも可。比率(5:5など)や規模(○人以上、○円以上など)は問わない
- ④<u>自治体は複数の申請に関与</u>することが可能(申請の段階で、大学は自治体の意向を確認する必要)

審査・評価・経費について①

(1)審査基準

大学全体として地域を志向した教育・研究・社会貢献となっているか、(<u>i</u>)現在の状況、(<u>ii</u>)支援期間 終了時の達成目標とそれに向けた計画、(<u>iii</u>)支援期間終了後の将来計画を見て評価。

- → ①特定の指標(学生の参加数、教員の参加数など)は絶対値及び相対値で必ず記載
 - ②そのほか、各大学の任意による内容や指標を記載

なお、選定の際に、<u>地域バランス、大学の規模等を一定程度考慮</u>する。ただし、1都道府県に2件といった限定はしない。

- (2)事業規模•支援期間
 - ①補助金の基準額は、1件あたり45,000千円

(ただし、複数大学での申請、大学の規模等により上限額を引き上げることを検討) 物品費(設備備品・消耗品)、人件費、旅費等に使用可能。

- ⇒ なお、教育研究改善経費として、地域を志向した教育・研究を行うための経費を各教員に配付することを検討。
- ②支援期間は、最大5年間
- (3)評価

3年目に<u>外部者による中間評価を実施</u>し、進捗状況により<mark>補助金の削減、打ち切り</mark>もあり得る。また、 毎年度事務的な調査を実施

審査・評価・経費について②

(4)審査体制

①大学運営等の経験及び知見を有する者、地方自治体関係者、企業関係者、NPO関係者などで構成

される選定委員会を文部科学省に設置

文部科学省

・選定大学の最終決定・公表

(5)スケジュール(予定)

3月中旬 第1回地(知)の拠点整備事業選定委員会

(公募要領等の決定)

公募開始 3月下旬・4月上旬

4月中•下旬 公募説明会

5月下旬 申請受付•申請状況公表

6月上•中旬 書面審査

7月中旬 第2回地(知)の拠点整備事業選定委員会(面接審査の実施)

8月上旬 第3回地(知)の拠点整備事業選定委員会(選定大学決定)

9月1日 事業開始 地(知)の拠点整備事業選定委員会

- ・公募要領・審査方法の決定
- 面接審査の実施
- ・ 選定大学の決定

書面審查委員

書面審査の実施